

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

菊川市長 長谷川 寛彦

市町村名 (市町村コード)	菊川市 (22224)
地域名 (地域内農業集落名)	内田 (森、御門、杉森、政所、月岡、東平尾、西平尾、高田、稲荷部、段平尾)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

・内田地区の農地は、水田の多くを県営圃場整備事業などにより整備しており、併せて水稲の裏作も盛んな地域となっている。

・暗渠排水の老朽化や、詰まり、用水路からの水漏れ、水はけの悪さ、台風等で水につかるなど水に関する問題が多い。

・広くまとまった区画となっていることから、施設園芸への活用も多く、花卉、トマト、イチゴなど様々な作物が栽培されている。施設栽培も設備投資に費用がかかるので、維持管理が大変。

・認定新規就農者、認定農業法人の参入は他地域に比べて多く、今後中心経営体への農地の集約をはじめとした耕作しやすい環境作りが必要となっている。

・河川流域では水害対策を考える必要がある。

・圃場の面積の拡大、集積には、地主の理解や協力、市や県、地域との連携が必要。

・茶園整備状況は、北部に圃場整備事業を活用して整備した茶園と、山間部を開墾した茶園が存在する地域となっている。近年、山間部では荒廃した農地が増え始めており、茶価の低迷もあり、茶樹から新たな転作を考える必要がある。しかし、転作については個々の取り組みではなく地域でまとまりをもって行いたい。

・茶価が安く、基盤整備に踏み切れない。

・給水に問題がある。特に政所・御門・高田地域は水門が1つであるため、不便である。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

・視察等も沢山来るような先進的農業の地域となっている。

・農地集約がうまくいってる。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	423 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	352 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農用地 区域内農地(青地)

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内田地区内の水田は、中心経営体である認定農業者に集約していく。入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れの促進、認定農業者以外の地域の農業者の営農継続を図ることにより、対応していく。また、裏作の推進により、農業所得の向上を図る。集約に当たっては、担い手の規模感覚に応じたゾーニングを検討していく。</li> <li>・中内田地区では、土地改良事業(大井川用水内田地区)を実施し、内田用水整備事業が中心となり対象地域82.3haでの話し合いを実施しており、引き続き、地域の担い手として認定農業者及び認定農業法人が担っていく。また、月岡地区では県営農地耕作条件改善事業(荒廃農地解消型)を実施し、該当地域は認定農業法人が担っていく。</li> <li>・稲荷部地区では稲荷部自然環境保全クラブが49haを、高田地区では高田美の里会が22haを、それぞれ多面的機能支払交付金に係る地域資源保全管理構想を策定しており、引き続き各団体を中心に、地域農業を保全管理していく。</li> <li>・内田地区の茶園利用については、地域の茶工場への集約を図るほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れることにより対応していく。集約に当たっては、担い手の規模感覚に応じたゾーニングを検討していく。</li> <li>・内田地区の施設園芸(花卉、トマト、イチゴ)は、現在の担い手を中心としていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。</li> </ul>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営の拡大を図る中心的経営体及び入作を希望する認定農業者や認定新規就農者に対し、農地中間管理機構を活用して農地の流動化を促進する。</li> <li>・関係機関が連携し、農地中間管理事業の促進を図るため、機構に対し情報提供と事業の協力を行う。</li> <li>・中心的経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受けてへの付け替えを進めることができるよう、中心的経営体への貸付を進めていく。</li> <li>・農地が荒れる前に借りられるような仕組みが出来ると活用しやすい。</li> </ul>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・茶業経営の効率化を図るため、既に基盤整備を実施済みの地区においても、機械作業の効率化を図る茶園集積推進事業や茶園再編整備事業を活用を推進していく。</li> <li>・水田や畑地でも、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るための基盤整備やパイプライン化について、地域の話し合い等により意見が醸成された集落等で活用を検討していく。</li> <li>・大規模農地への転換を進めたいが、関係法令の手続きがワンストップ化するなどの仕組みが出来ると進めやすい。</li> </ul>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の担い手を中心に続けていく。その上で不足する部分は地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。</li> </ul>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あぜの草刈りを担える組織があれば活用していきたい。</li> <li>・個々でやっている作業ができなくなってきたときにまとめて委託等検討していきたい。</li> </ul>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①、⑦ 荒廃茶園を牧草地や敷草を育てる畑として活用することで、鳥獣の棲み処になることを防ぎ、保全管理にもつながる。
- ② 表作、裏作で連携し、適正な施肥量に抑える。
- ③ 茶の防除にもドローンを導入できるよう、情報収集を行う。
- ③ 自動操舵装置を取り入れたトラクター導入を検討する。